

はじめに

わが国における障がいのある人々のスポーツ振興は、1964（昭和39）年に開催された第2回パラリンピック東京大会を契機に本格化しました。さらに翌1965（昭和40）年には当協会（当時財団法人日本身体障害者スポーツ協会）が設立され、全国身体障害者スポーツ大会（現全国障害者スポーツ大会）も始まりました。

指導者の養成は、1966（昭和41）年に「身体障害者スポーツ指導者講習会」として始まり、その後「身体障害者指導者認定講習会」、「身体障害者スポーツ指導者研修会」等名称の変更および実施方法や研修内容の見直しを図りながら進めて参りました。1985（昭和60）年には「財団法人日本身体障害者スポーツ協会公認身体障害者スポーツ指導者制度」（当時）が設立され、所定の資格取得要件やカリキュラムに基づく現在の指導者養成の様式へと改変されました。その後も、時代に即しスポーツ現場で求められる指導者の養成を目的に、制度の定期的な見直しが当協会専門委員会の協力のもと行なわれてきています。

障がい者スポーツ指導者の資格には、障がい者スポーツ指導員（初級・中級・上級）、障がい者スポーツコーチ、障がい者スポーツ医、障がい者スポーツトレーナーの4つがあり、当協会は、このような指導者並びに関係団体や競技団体等と連携を図りながら、障がいのある人々のライフスタイルやニーズに応じたスポーツ活動の推進に努めています。また、2001（平成13）年より公益財団法人日本体育協会（現日本スポーツ協会）公認指導者を、2002（平成14）年より公益社団法人日本理学療法士協会登録理学療法士を対象とした中級障がい者スポーツ指導員養成講習会のカリキュラムを制定するなど、他団体と連携を図りながら多種多様な人材を障がい者スポーツ指導者として迎え入れています。

2011（平成23）年、スポーツ基本法の施行を皮切りに、わが国の障がい者スポーツの環境は大きく変化して参りました。その後、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催決定、障がい者スポーツ事業の厚生労働省から文部科学省への移管、スポーツ庁の設置、スポーツ基本計画策定などを契機に、国からの支援拡大、マスコミの露出度の向上などにより障がいのある人のスポーツ機運も高まってまいりました。

また、当協会では2013（平成25）年に障がいのある人もない人も等しくスポーツの価値を享受できる共生社会を実現するために、「日本の障がい者スポーツの将来像（ビジョン）」を策定いたしました。ビジョンでは障がいのある人々が身近な地域でスポーツに親しむことができる環境整備について示されており、その一翼を担う障がい者スポーツ指導者は、今後さらに地域でのニーズが高まることが予想され、人材養成はもとより指導者個々の資質向上がさらに強く求められてきております。

当協会は引き続き国の施策や地域の実情に合わせて、制度の見直しや改変を続けて参りますので、今後とも本冊子を指導者の養成および育成にお役立ていただき、障がいのある人々のスポーツ活動が推進できるよう、なお一層のご理解とご協力をお願いいたします。

2019年4月

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会